

商品概要説明書

(平成 17 年 4 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・ 財形預金 (一般財形預金)
2. ご利用できる方	・ 当行と財産形成預金の取扱契約を締結した企業または団体等の勤労者
3. 資金使途	・ 使途を限定しない貯蓄です。
4. 期間	・ 3年以上で年1回以上預入れが必要です。 ・ 預入れのつど、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金を作成します。 ・ 最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入がある場合にはこれを合算した金額をもって、前回と同様の期日指定定期預金に自動継続します。 ・ 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動継続します。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・ 事業主が勤労者に支払う賃金から天引きして預入します。 ・ 100円以上1円単位
6. 払戻方法	・ 原則として預入開始後1年間は払戻しできません。 ・ この預金は継続停止の申し出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日指定できます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1ヶ月前までに通知が必要です。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額となります。 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	・ 預入金額ごとに預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在(継続した場合はその継続日)における預入期間に応じた店頭表示利率(1年以上2年未満、2年以上3年以内の2種類)を適用します。(固定金利) ・ 満期日前の解約時には中途解約利率別表の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により、1年複利の方法で計算します。 ・ 分離課税(国税15%、地方税5%)となります。
8. 付加できる特約事項	_____
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。(1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. その他参考となる事項	・ 非課税の適用は受けられません。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。